平成２８年（フ）第２３８号
静岡県富士市原田192番地の８メゾン・ド・クロシェ102号
債務者　中田　邦美
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１０１３号
神戸市中央区楠町１丁目12番４－509号
債務者　安田　真央
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４８号
長崎県長崎市戸町１丁目５番７－205号
債務者　峰　　千夏
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３３３号
函館市日吉町３丁目27番１－401号
債務者　福山　明子
1　決定年月日時　平成29年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３３６号
北海道上磯郡木古内町字本町177番地１　前浜団地205号
債務者　小林　光明
1　決定年月日時　平成29年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第５３２８号
大阪府吹田市片山町１丁目５番１－1104号
債務者　野村　知美（旧姓神田）
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３６２号
大阪府東大阪市高井田本通６丁目５番10－807号
債務者　大寺　秀**徳**
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４７９号
大阪市阿倍野区阪南町２丁目22番21－506号
債務者　奥野　弘典
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４９０号
大阪市旭区大宮１丁目７番５－505号
債務者　犬飼　英明
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５０５号
大阪市東成区中道１丁目８番８号
債務者　梶川　淳子
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５１２号
大阪府寝屋川市萱島信和町14番１－912号
債務者　織田　　崇
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５１３号
大阪府寝屋川市萱島信和町14番１－912号
債務者　織田　淳子
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７１号
長野市大字鶴賀上千歳町1412番地５　中部ちとせビル502号
債務者　西澤　康元
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１７４７号
名古屋市天白区平針南２丁目103番地　平針住宅１街区Ｄ棟701号
債務者　澤野なぎさ
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３５５号
沖縄県那覇市泉崎１丁目３番１－602号　シティーハイツ泉崎
債務者　成田美由紀（旧姓柴田・原田）
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３６５号
沖縄県那覇市古波蔵３丁目18番24号　レイクサイドこくら403
債務者　杉本　一恵（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３８２号
沖縄県那覇市宇栄原４丁目18番１－902号
宇栄原市営住宅１
債務者　山口　真代
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３９９号
沖縄県那覇市繁多川２丁目２番31号　コーポラスだいわＣ－４
債務者　安田　奈那
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部